

平成16年度  
社会福祉行政業務報告結果の概況  
(福祉行政報告例)

目	次	頁
報告の概要	.....	1
結果の概要		
1 生活保護関係		
(1) 被保護世帯数	.....	2
(2) 被保護実人員	.....	2
(3) 保護開始の主な理由	.....	3
(4) 介護扶助人員	.....	3
2 身体障害者福祉関係	.....	3
3 知的障害者福祉関係		
(1) 療育手帳交付台帳登録数	.....	4
(2) 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員	.....	4
4 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	.....	5
(2) 老人クラブ数・会員数	.....	5
5 婦人保護関係	.....	5
6 民生委員関係	.....	6
7 社会福祉法人関係	.....	6
8 児童福祉関係		
(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員	.....	7
(2) 児童相談所における相談の種類	.....	7
(3) 児童相談所における虐待相談の処理件数	.....	8
9 戦傷病者特別援護関係	.....	8
用語の定義	.....	9

平成16年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

# 報告の概要

## 1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

## 3 報告の種類

月報(9表)及び年度報(57表)

## 4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、売春防止関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

## 5 報告系統

厚生労働省 —— 都道府県・指定都市・中核市 —— 福祉事務所・児童相談所 等

## 6 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
減少数又は減少率	△

### (2) 施設数については活動中の施設について集計した。

### (3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。

# 結果の概要

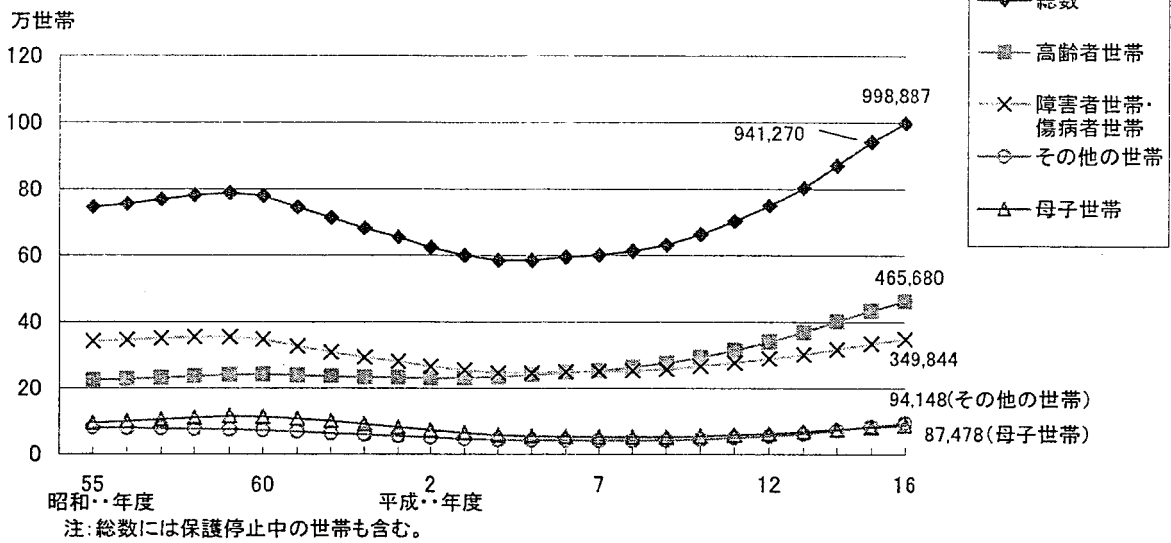
## 1 生活保護関係

### (1) 被保護世帯数

平成16年度の1か月平均の「被保護世帯数」は998,887世帯で、前年度に比べ57,617世帯増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が最も増加している。(図1)

図1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

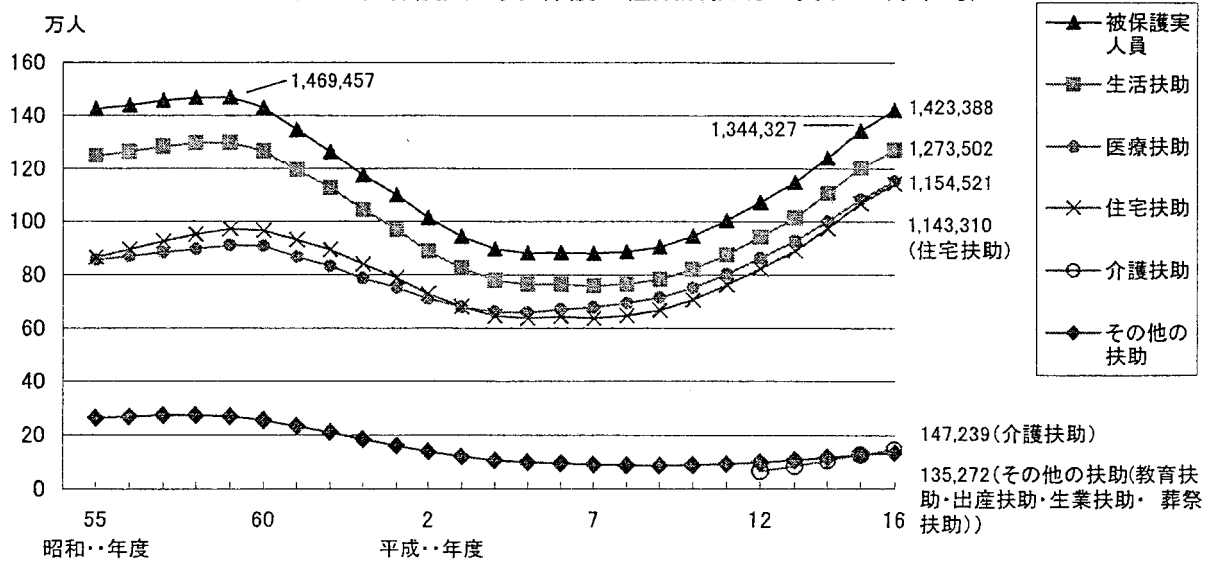


### (2) 被保護実人員

平成16年度の1か月平均の「被保護実人員」は1,423,388人となっている。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が1,273,502人と最も多く、次いで「医療扶助」1,154,521人となっている。(図2)

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員(1か月平均)



(3) 保護開始の主な理由

平成16年9月中の保護開始世帯数は17,050世帯である。

保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「傷病による」が40.1%と最も多く、次いで「働きによる収入の減少・喪失」が20.4%、「急迫保護で医療扶助単給」が15.5%となっている。(表1)

表1 保護開始の主な理由別世帯数の年次推移

	総数	傷病による					急迫保護 で医療扶 助単給	要介護 状態	働きによる収入の減少・喪失			社会保障 給付金・ 仕送りの 減少・喪 失	貯金等の 減少・喪 失	その他	
		総数	世帯主 の傷病	世帯員 の傷病	世帯 数	構成 割合 (%)			総数	働いていた 者の死亡・ 離別等	失業				その他
平成12年	14 681	6 347	6 118	229	2 323	41	2 878	832	635	1 411	599	1 500	993		
13	14 757	6 265	6 032	233	2 546	45	2 959	834	695	1 430	643	1 594	705		
14	16 894	6 905	6 692	213	2 484	43	3 747	941	1 096	1 710	768	2 065	882		
15	19 440	7 498	7 234	264	3 575	57	3 966	944	1 241	1 781	861	2 464	1 019		
16	17 050	6 833	6 578	255	2 647	61	3 484	877	1 023	1 584	766	2 269	990		
平成12年	100.0	43.2	41.7	1.6	15.8	0.3	19.6	5.7	4.3	9.6	4.1	10.2	6.8		
13	100.0	42.5	40.9	1.6	17.3	0.3	20.1	5.7	4.7	9.7	4.4	10.8	4.8		
14	100.0	40.9	39.6	1.3	14.7	0.3	22.2	5.6	6.5	10.1	4.5	12.2	5.2		
15	100.0	38.6	37.2	1.4	18.4	0.3	20.4	4.9	6.4	9.2	4.4	12.7	5.2		
16	100.0	40.1	38.6	1.5	15.5	0.4	20.4	5.1	6.0	9.3	4.5	13.3	5.8		

注:1) 保護開始の主な理由については9月中のみ把握している。  
 2) 「失業」は、「定年・自己都合退職」、「勤務先都合による解雇等」をいう。  
 3) 「働きによる収入の減少・喪失」の「その他」は、「高齢による収入の減少」、「事業不振・倒産」及び「その他の働きによる収入の減少」をいう。

(4) 介護扶助人員

平成16年度の1か月平均の介護扶助人員は147,239人で、前年度に比べ20,075人(前年度比15.8%)増加している(表2)。

表2 介護扶助人員数の年次推移(1か月平均)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	対前年度	
					増減数	増減率(%)
総数	84 463	105 964	127 164	147 239	20 075	15.8
施設介護	18 003	22 679	26 640	29 213	2 573	9.7
介護老人福祉施設	5 683	8 043	10 216	12 158	1 942	19.0
介護老人保健施設	6 655	8 010	9 226	9 967	741	8.0
介護療養型医療施設	5 665	6 627	7 198	7 088	△ 110	△ 1.5
居宅介護	66 460	83 285	100 524	118 027	17 503	17.4

2 身体障害者福祉関係

平成16年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は4,672,390人で、年々増加している(表3)。

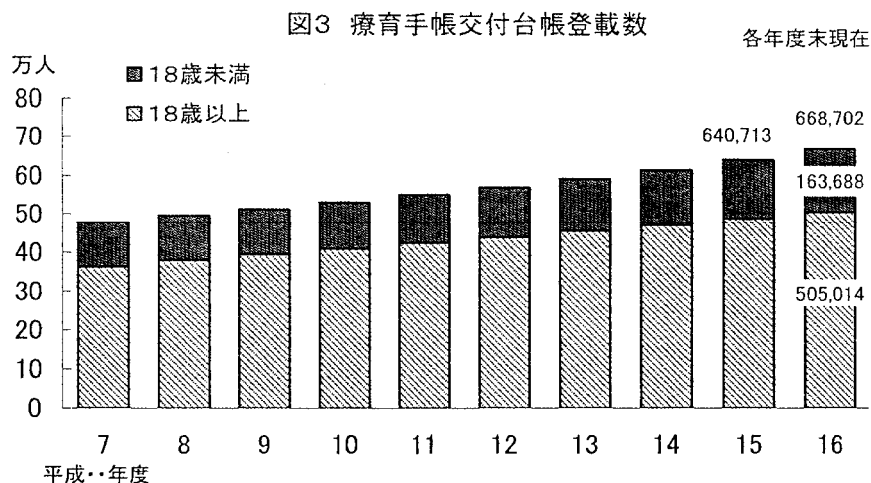
表3 身体障害者手帳交付台帳登録数

	各年度末現在						
	平成2年度	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
総数	3 441 643	3 846 352	4 292 761	4 373 295	4 448 948	4 559 965	4 672 390
18歳未満	121 298	113 236	108 955	109 220	108 280	108 011	108 945
18歳以上	3 320 345	3 733 116	4 183 806	4 264 075	4 340 668	4 451 954	4 563 445
視覚障害	437 887	418 619	396 527	393 870	389 508	388 326	389 304
聴覚・平衡機能障害	447 038	446 297	437 765	437 468	435 997	436 017	440 394
音声・言語・そしゃく機能障害	41 563	48 727	52 331	53 345	54 077	55 650	56 884
肢体不自由	2 016 960	2 215 267	2 448 445	2 480 584	2 512 260	2 560 211	2 610 135
内部障害	498 195	717 442	957 693	1 008 028	1 057 106	1 119 761	1 175 673

### 3 知的障害者福祉関係

#### (1)療育手帳交付台帳登載数

平成16年度末現在の療育手帳交付台帳登載数は668,702人で、年々増加している(図3)。



#### (2)知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員

平成16年度末現在の知的障害者援護施設の施設数は3,773施設、定員は184,699人で、前年度に比べ235施設(前年度比6.6%)、7,992人(同4.5%)増加している(表4)。

表4 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員

	平成2年度	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	各年度末現在	
								対前年度 増減数	増減率(%)
施設総数	1 681	2 318	2 997	3 162	3 327	3 538	3 773	235	6.6
知的障害者更生施設	1 002	1 330	1 669	1 740	1 802	1 882	1 965	83	4.4
知的障害者授産施設	573	818	1 134	1 223	1 320	1 446	1 599	153	10.6
知的障害者通所寮	106	112	121	123	124	127	125	△ 2	△ 1.6
知的障害者福祉ホーム	...	58	73	76	81	83	84	1	1.2
定員総数	92 393	121 716	153 859	160 680	167 424	176 707	184 699	7 992	4.5
知的障害者更生施設	63 940	82 091	101 062	104 350	107 380	111 837	114 525	2 688	2.4
知的障害者授産施設	25 943	36 254	49 056	52 519	56 179	60 842	66 147	5 305	8.7
知的障害者通所寮	2 510	2 673	2 857	2 897	2 907	3 027	2 972	△ 55	△ 1.8
知的障害者福祉ホーム	...	698	884	914	958	1 001	1 055	54	5.4
在籍人員総数	91 087	119 326	147 892	153 986	161 753	170 506	177 824	7 318	4.3
支給決定人員(再掲)	.	.	.	.	.	169 732	177 045	7 313	4.3
知的障害者更生施設	63 687	81 006	97 840	101 011	104 590	108 703	110 994	2 291	2.1
知的障害者授産施設	25 046	35 261	46 877	49 774	53 817	58 364	63 322	4 958	8.5
知的障害者通所寮	2 354	2 512	2 531	2 563	2 646	2 713	2 737	24	0.9
知的障害者福祉ホーム	...	547	644	638	700	726	771	45	6.2
支給決定人員(再掲)	.	.	.	.	.	108 680	110 987	2 307	2.1
知的障害者授産施設	25 046	35 261	46 877	49 774	53 817	58 364	63 322	4 958	8.5
知的障害者通所寮	2 354	2 512	2 531	2 563	2 646	2 713	2 737	24	0.9
知的障害者福祉ホーム	...	547	644	638	700	726	771	45	6.2

注:「支給決定人員」とは、知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定に基づき、施設訓練等支援費の支給決定を受けて入所した者をいう。

## 4 老人福祉関係

### (1)老人ホームの施設数・定員

平成16年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は8,305施設で、前年度に比べ314施設（前年度比3.9%）増加している。定員は520,056人で前年度に比べ22,840人（同4.6%）増加しており、「特別養護老人ホーム」が19,570人（同5.6%）、「軽費老人ホーム（ケアハウス）」が3,414人（同5.4%）増加している。（表5）

表5 老人ホームの施設数・定員

	各年度末現在							対前年度	
	平成2年度	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	増減数	増減率(%)
施設総数	3 525	4 784	7 002	7 471	7 700	7 991	8 305	314	3.9
養護老人ホーム	950	947	949	951	953	958	961	3	0.3
特別養護老人ホーム	2 280	3 256	4 538	4 871	4 966	5 152	5 393	241	4.7
軽費老人ホーム(A型)	254	252	244	243	239	239	237	△ 2	△ 0.8
軽費老人ホーム(B型)	38	38	36	36	35	35	35	-	-
軽費老人ホーム(ケアハウス)	3	291	1 235	1 370	1 507	1 607	1 679	72	4.5
定員総数	247 958	319 601	436 327	456 293	478 251	497 216	520 056	22 840	4.6
養護老人ホーム	67 978	67 262	66 633	66 628	66 699	66 927	66 973	46	0.1
特別養護老人ホーム	162 649	223 524	305 156	319 849	336 477	351 468	371 038	19 570	5.6
軽費老人ホーム(A型)	15 371	15 151	14 563	14 433	14 203	14 133	13 943	△ 190	△ 1.3
軽費老人ホーム(B型)	1 810	1 810	1 718	1 718	1 663	1 651	1 651	-	-
軽費老人ホーム(ケアハウス)	150	11 854	48 257	53 665	59 209	63 037	66 451	3 414	5.4

### (2)老人クラブ数・会員数

平成16年度末現在の「クラブ数」は128,783クラブ、「会員数」は8,273,271人となり、それぞれ平成9年度をピークに減少傾向にある（図4）。

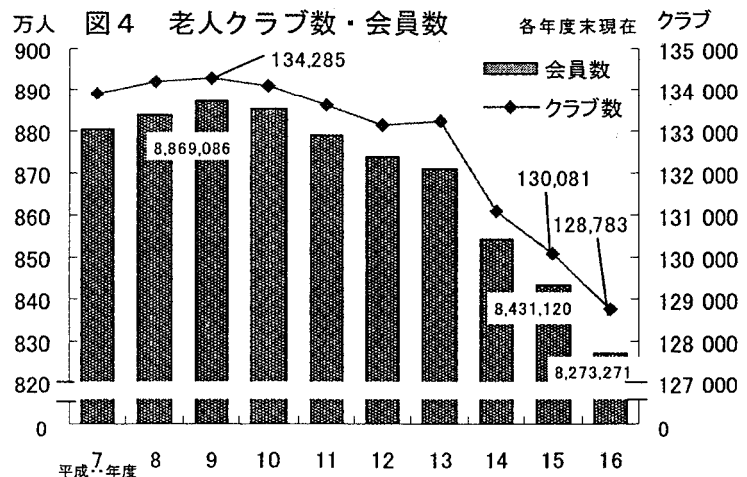


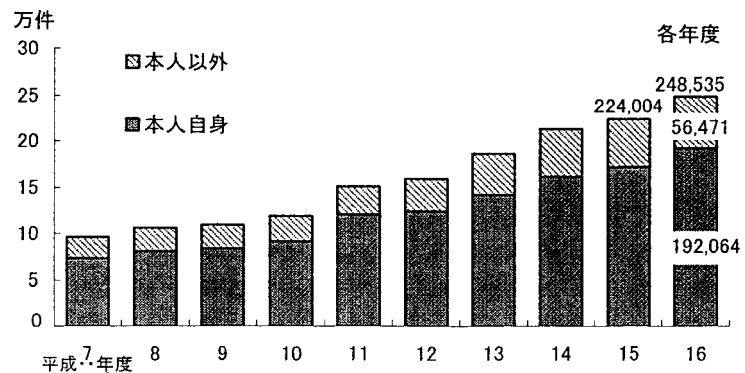
図5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数

## 5 婦人保護関係

平成16年度中に婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は248,535件で、年々増加している。

「本人自身」からの相談の受付件数が192,064件である。

（図5）



注:「本人以外」とは「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等をいう。

## 6 民生委員関係

平成16年度末現在の民生委員（児童委員）の数は226,914人であり、内訳は男性が94,853人、女性が132,061人になっている（表6）。

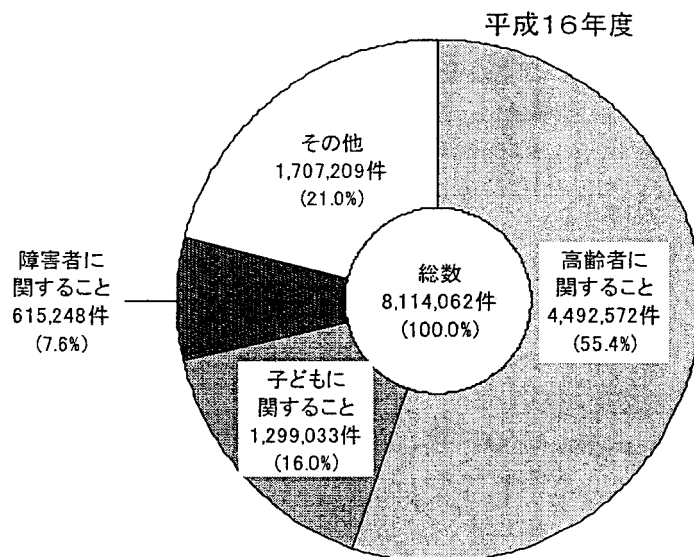
表6 男女別民生委員数・構成割合の年次推移

	各年度末現在					
	民生委員(単位:人)			構成割合(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
平成12年度	215 444	100 136	115 308	100.0	46.5	53.5
13	224 032	98 276	125 756	100.0	43.9	56.1
14	224 402	97 949	126 453	100.0	43.6	56.4
15	224 582	97 462	127 120	100.0	43.4	56.6
16	226 914	94 853	132 061	100.0	41.8	58.2

平成16年度中に処理した相談・支援件数は8,114,062件となっている。

これを相談の種類別にみると「高齢者に関すること」が4,492,572件(55.4%)と最も多く次いで「子どもに関すること」が1,299,033件(16.0%)となっている。(図6)

図6 民生委員の相談・支援件数



## 7 社会福祉法人関係

平成16年度末現在の社会福祉法人数は18,630法人で、前年度に比べ17法人(前年度比0.1%)増加し、なかでも「施設経営法人」は490法人(同3.3%)増加している(表7)。

表7 社会福祉法人数

	各年度末現在								対前年度	
	平成2年度	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	増減数	増減率(%)	
	総数	13 356	15 090	17 002	17 560	18 150	18 613	18 630	17	0.1
社会福祉協議会	3 074	3 376	3 403	3 401	3 381	3 308	2 824	△ 484	△ 14.6	
共同募金会	47	47	47	47	47	47	47	-	-	
社会福祉事業団	105	138	152	149	151	152	153	1	0.7	
施設経営法人	10 071	11 455	13 303	13 864	14 449	14 978	15 468	490	3.3	
その他	59	74	97	99	122	128	138	10	7.8	

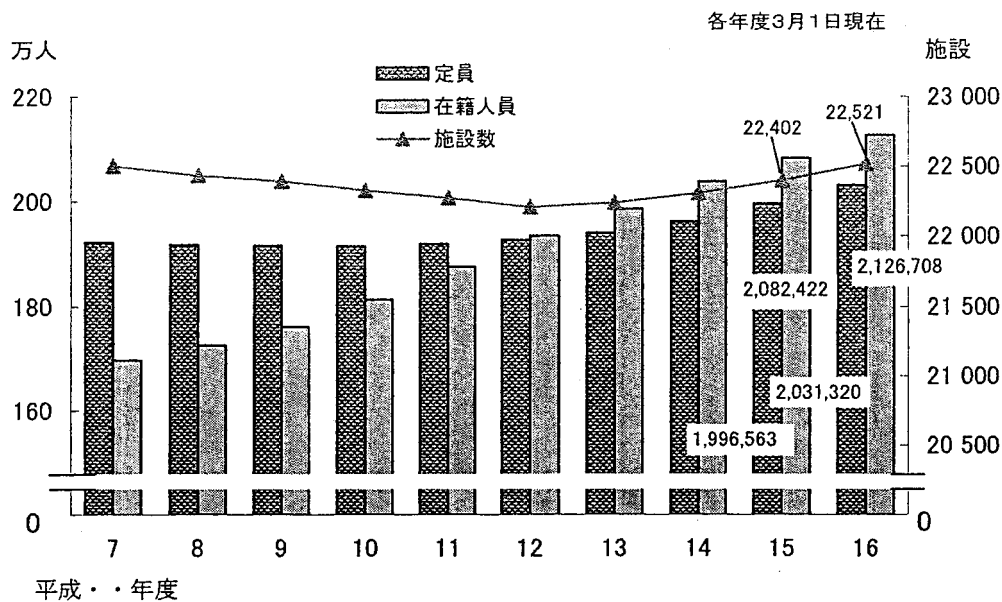
注:2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

## 8 児童福祉関係

### (1) 保育所の施設数・定員・在籍人員

平成17年3月1日現在の保育所数は22,521施設で、定員は2,031,320人となっている。在籍人員は2,126,708人で平成7年度以降増加傾向にあり、平成12年度以降は定員を上回っている。(図7)

図7 保育所の施設数・定員・在籍人員



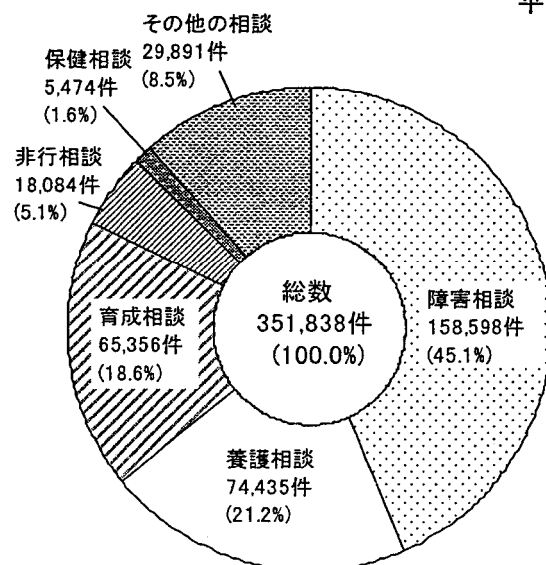
### (2) 児童相談所における相談の種類

平成16年度中に児童相談所が処理した児童の福祉に関する相談件数は351,838件である。

相談の種類別にみると「障害相談」が158,598件(45.1%)と最も多く、次いで「養護相談」が74,435件(21.2%)、「育成相談」が65,356件(18.6%)となっている。(図8)

図8 児童相談所における相談の種類別処理件数

平成16年度





(3) 児童相談所における虐待相談の処理件数

平成16年度中に児童相談所が処理した養護相談のうち「虐待相談の処理件数」は33,408件で、前年度に比べ6,839件(前年度比25.7%)増加している(図9)。これを相談種別にみると、「身体的虐待」が14,881件(44.5%)と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が12,263件(36.7%)となっている(図10)。

また、被虐待者の年齢別にみると「小学生」が12,483件(37.4%)、「3歳～学齢前」が8,776件(26.3%)、「0～3歳未満」が6,479件(19.4%)となっている(図11)。

図9 虐待相談の処理件数

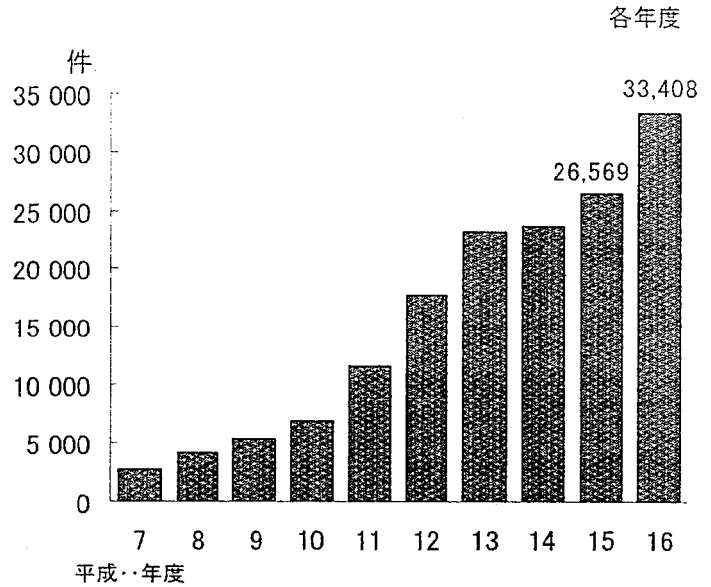


図10 虐待の相談種別構成割合

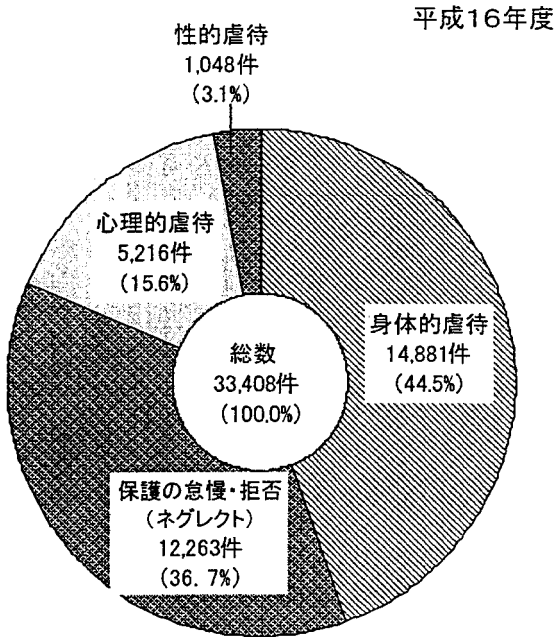
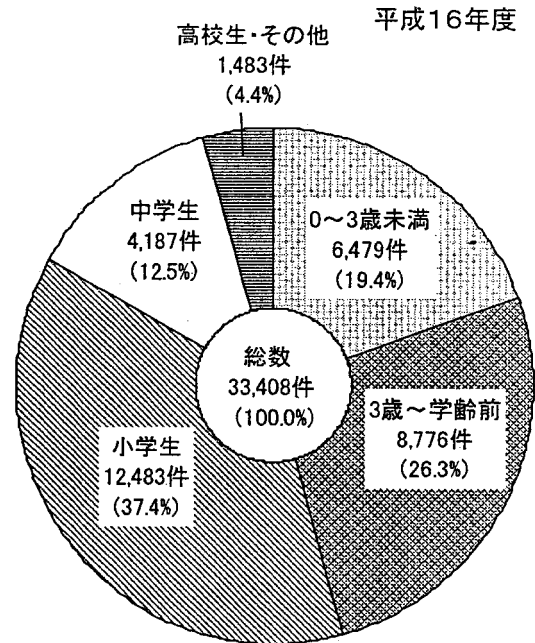
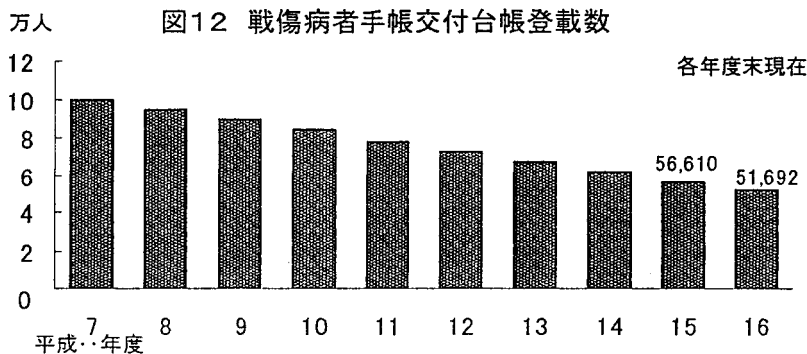


図11 被虐待者の年齢別構成割合



9 戦傷病者特別援護関係

平成16年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は51,692人で、年々減少している(図12)。



## 用語の定義

### 1 生活保護関係

#### (1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

#### (2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

##### ア 高齢者世帯

男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

##### イ 母子世帯

現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

##### ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

##### エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

### 2 身体障害者福祉関係

#### 身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

### 3 知的障害者福祉関係

#### (1) 療育手帳交付台帳登録数

知的障害者(児)の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

- (2) 知的障害者更生施設  
知的障害者を入所又は通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
- (3) 知的障害者授産施設  
知的障害者で雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
- (4) 知的障害者通勤寮  
就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設
- (5) 知的障害者福祉ホーム  
就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由等により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設

#### 4 老人福祉関係

- (1) 養護老人ホーム  
65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護する施設
- (2) 特別養護老人ホーム  
65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護する施設
- (3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）  
無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設であって、A型は身寄りがない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を、ケアハウスは身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させる施設
- (4) 老人クラブ  
老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体

#### 5 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応

じ、必要な指導を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事が委嘱する相談員

## 6 民生委員関係

### 民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員に充てられたものとされる

## 7 社会福祉法人関係

### (1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない

### (2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

### (3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

### (4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

### (5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

## 8 児童福祉関係

### (1) 保育所

児童福祉法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の認可を受けた保育所

### (2) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

### (3) 児童相談所における相談の種類

#### ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

#### イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

#### ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅延、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

#### エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

#### オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

#### カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

## 9 戦傷病者特別援護関係

### 戦傷病者手帳交付台帳登録数

旧軍人軍属であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数